

雇児発0903第3号
平成26年9月3日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について(通知)

このたび、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正認定子ども園法」という。)及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「整備法」という。)の施行に伴い、関係政令の規定を整備するために児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第300号。以下「整備政令」という。)を制定し、本日、公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

整備政令の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 児童福祉法施行令の一部改正について(第1条関係)

(1) 放課後児童健全育成事業の実施基準の削除(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第1条の2)

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の

3 第 2 項の改正により、実施基準の政令委任が削除されたことから、本条を削除すること。

(2) 保育所又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)の認可等に
係る申請者の欠格事由又は取消事由に係る規定の整備(令第 4 条、第 3
5 条、第 3 5 条の 2、第 3 5 条の 5、第 3 6 条の 2 及び第 3 6 条の 3)
罰金刑を受けた場合に保育所等の認可に係る申請者の欠格事由等となる
「国民の福祉(若しくは学校教育)に関する法律」について、就学前の子ど
もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法
律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。)及び支援法等を規定。また、
「労働に関する法律の規定」について、労働基準法(昭和 2 2 年法律第 4 9
号)及び最低賃金法(昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号)等を規定すること。

(3) 保育の実施基準の削除(令第 2 7 条)
法第 2 4 条第 1 項の改正により、政令委任が削除されたことから、本条
を削除すること。

(4) 家庭的保育事業等の実地検査(令第 3 5 条の 4)
家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事
業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)が市町村の認可事業となった
ことに伴い、整備法第 6 条による改正後の法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に
基づき定められた条例の基準を遵守しているかどうか、市町村が、実地検査
を行わなければならない旨を規定すること。

(5) 私立認定保育所に係る規定の削除(令第 4 2 条の 2)
支援法により、認定こども園における保護者からの申込みに基づく保育
の実施での保育費用及びその都道府県負担や交付基準に係る規定は、保育
所と同様に、支援法に規定が新設されたことから、認定こども園法第 1 3
条は削除され、それに伴い、令第 4 2 条の 2 についても規定として不要と
なったため、削除すること。

(6) 国庫及び都道府県の負担金の返還(令第 4 3 条)
本条は都道府県の負担金について一定の場合には返還させることができ
る旨規定されている。整備法第 6 条による児童福祉法の改正により、私立
保育所のほか私立の幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業等におけ
る措置に係る費用の規定が追加された。それに伴い、都道府県の負担金に
幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る費用が含まれること

から、当該費用にかかる都道府県の負担金を返還させることができる場合として、家庭的保育事業等を行う者及び幼保連携型認定こども園がその認可を取り消された場合等を追加する必要があるため、必要な規定の整備を行うこと。

(7) 児童相談所設置市が処理する事務(令第45条の3)

法の改正による規定の新設・改正に伴い、児童相談所設置市の事務の処理事務の範囲を定めること、大都市特例に係る必要な読替え規定を定めること等、所要の規定の整備を行うこと。

2. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の一部改正について(第2条関係)

(1) 児童福祉に関する事務に係る大都市特例(令第174条の26及び第174条の49の2)

整備法第6条による改正後の児童福祉法により、家庭的保育事業等の監督権限が都道府県から市町村に移されたことに伴い、都道府県の事務ではなくなったので関係規定を削除すること。

(2) 私立保育所等において措置を行う場合に要する費用は、改正後の法第51条第5号に基づき市町村の支弁とされているが、同法第55条に基づき、都道府県はその額の一定割合を負担することとされている。支援法に規定する施設型給付費等と同様に、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が措置を行う場合においてもその費用に都道府県負担を課すこととすることから、指定都市が私立保育所等において措置を行う場合に要する費用については、都道府県が負担することとなるため、規定の整備をすること。

3. 生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)等の一部改正について(第3条及び第7条から第10条まで関係)

児童福祉法施行令における欠格要件の規定と合わせて、生活保護法施行令、社会福祉士及び介護福祉士法施行令、介護保険法施行令等の欠格要件の規定を整備する等所用の規定の整備を行うこと。

4. 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)の一部改正について(第4条関係)

人数要件の特例として、利用定員10人以上の小規模保育事業を社会福祉事業として位置付けるように規定すること。

5. 消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正について（第5条関係）

改正認定こども園法により、幼保連携型認定こども園は、学校であり、かつ、児童福祉施設である新たな類型の施設と位置付けられるため、消防法令上の取扱いを明確化するため、消防法施行令別表第一を改正し、（六）項八に新たに「幼保連携型認定こども園」を追加することとしたこと。

6. 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号）の一部改正について（第6条関係）

社会福祉法施行令の改正により、利用定員10人以上の小規模保育事業が社会福祉事業として位置付けられたことに伴い、小規模保育事業を社会福祉施設職員等退職手当共済法上も特定社会福祉事業として位置付けるように規定すること。

7. 施行期日について（附則第1条関係）

支援法の施行の日から施行することとしたこと。

8. 児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置（施行日前における準備行為）（附則第2条第1項関係）

本政令の施行日前においても、条例の制定等施行のために必要な準備行為をすることができる旨を規定することとしたこと。

9. 消防法施行令の一部改正に伴う経過措置について（附則第4条）

改正認定こども園法附則第3条の規定に基づき新たな幼保連携型認定こども園の認可があったものとみなされる「みなし幼保連携型認定こども園」で、用途区分が変更されたことに伴って消防用設備等の設置義務が新たに課せられるものについて、経過措置を規定すること。

10. 欠格事由又は取消事由の対象となる法律の追加に伴う経過措置について（附則第2条第2項、第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条）

本政令において、各法律の欠格事由又は取消事由として、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）及び認定こども園法を追加した。本政令の施行前にこれらの法に違

反等している者については、欠格事由又は取消事由として適用しないこととするため、経過措置を置くこと。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料): 整備政令の条文 (官報掲載版)

本件担当 :

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7920

FAX: 03-3595-2674